

○守谷市スポーツ推進委員規則

昭和 3 7 年 3 月 8 日

教育委員会規則第 1 4 号

改正 平成 3 年 2 月 8 日教委規則第 1 号

平成 1 3 年 3 月 2 7 日教委規則第 2 号

平成 2 6 年 2 月 2 6 日教委規則第 3 号

令和 4 年 1 月 2 0 日教委規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、スポーツ基本法（平成 2 3 年法律第 7 8 号）第 3 2 条第 2 項の規定に基づきスポーツ推進委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第 2 条 スポーツ推進委員は、住民のスポーツの振興に関し、次に掲げる職務を行う。

- (1) 住民の求めに応じて、スポーツの実技の指導を行うこと。
- (2) 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (3) 学校、公民館その他の教育機関の行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。
- (4) スポーツ関係団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し、求めに応じて協力すること。
- (5) 住民一般に対し、スポーツについての理解を深め普及啓発を図ること。
- (6) スポーツ推進事業の実施に係る企画運営及び連絡調整を行うこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツの振興のための指導助言を行うこと。

(委嘱)

第 3 条 スポーツ推進委員は、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、前条に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。

2 スポーツ推進委員の定数は、1 5 名以内とする。

(任期)

第 4 条 スポーツ推進委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、特別の事由があるときは、前項の期間中においてもスポーツ推進委員を免職することができる。

3 スポーツ推進委員は、再任されることができる。

(服務)

第 5 条 スポーツ推進委員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

2 スポーツ推進委員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例及び教育委員会規則等に従わなければならない。

3 スポーツ推進委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(研修)

第 6 条 スポーツ推進委員は、常にその職務を行う上で必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(補則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、スポーツ推進委員に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 3 年 2 月 8 日教委規則第 1 号）

この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 27 日教委規則第 2 号）

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 2 月 26 日教委規則第 3 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 1 月 20 日教委規則第 1 号）